

市民の健康づくり推進に向けた連携協力に関する協定書

水戸市（以下「甲」という。）と全国健康保険協会茨城支部（以下「乙」という。）とは、健康増進に関する相互の連携協力を推進するため、次の条項により協定する。

（目的）

第1条 本協定は、地域・職域連携の基本理念に基づき、甲及び乙相互の連携及び協力により、市民の健康づくりの推進を図ることを目的とする。

（連携協力する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力をするものとする。

- （1）特定健診及びがん検診の受診促進に関すること。
- （2）健康情報を把握するための情報の共有・分析に関すること。
- （3）その他、市民の健康増進に関すること。

2 前項各号に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の実施に際して知り得た情報を第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に他の当事者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1月前までに、甲及び乙が何らの申出をしないときは、本協定は更に1年間更新されるものとし、またその後も同様とする。

（協定内容の変更又は解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月25日

甲 茨城県水戸市中央1丁目4番1号
水戸市
水戸市長 高橋 靖

乙 茨城県水戸市南町3丁目4番57号
全国健康保険協会茨城支部
支部長 木城 洋